

# ニュースレター

新年あけましておめでとうでございます。平成十九年最初のニュースレターをお届けします。今年もこのニュースレターを通して国立のぞみの園の新たな動き等をご紹介して参りますので、引き続きご愛読の程よろしくお願い申し上げます。

さて、当のぞみの園が、平成十八年十月一日から待った無しで障害者自立支援法の新たな事業体系への移行に取り進むことになったことは、第八号のニュースレターの記事にてご案内しました。本号ではその後のぞみの園での動向についてお知らせします。

のぞみの園においては、施設障害福祉サービス（障害者自立支援法第五条第一項に規定）として、障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるように、事業体系を再編しそれに即した組織の見直しを行いました。二十四時間を通じた施設での支援という包括的なサービスを、主として昼間における生活介護や自立訓練（生活訓練）を行う「日中活動サービス」

と寮での夜間や休日における施設入所支援を行う「居住支援サービス」に分離することで、より自立と社会参加を目的とした支援を推進することになりました。

昨年六月に法人内に設置した日中活動検討小委員会（第八号にて、既報）からの報告を基に「日中活動のあり方について」の方針を定め、更にこの方針を受けて九月には「日中活動計画」の基本的な考え方や「新事業体系への移行

に向けての組織改正」についての考え方を示すなど、新たな体制づくりを推し進めてまいりました。

一方、利用者の障害程度区分の認定作業を促進するため、法人から直接、或いは厚生労働省の会議等を通じて、関係市町村（のぞみの園の関係市町村数は二百六十二市町村に上ります）に対し、認定のための対面調査の周知と実施依頼を行いました。なかなかこの認定作業は進みませんでしたが、八月に入り直接市町村

## 障害者自立支援法に基づく新事業体系 新たな体制づくりの推進

の職員が対面調査に訪れる姿が多くなりました。また、近隣の相談支援事業者等が市町村の委託を受け、のぞみの園に調査に来るケースもあり、九月末に全ての市町村において認定のための対面調査が終了しました。

その後、各市町村から利用者の障害程度区分が徐々に通知され、のぞみの園における生活介護の対象となる入所利用者の平均は四・九八、通所利用者の平均は四・一五、利

用者全体の平均は四・九五ということが判りました。こうした準備等を重ね十月一日から、施設入所支援（定員四百七十人）、生活介護（定員五百十人）、自立訓練（生活訓練）（定員四十人）でスタートし、利用者の皆さんの生活は、随分と様変わりをしました。のぞみの園における日中活動は、主に活動支援部において班編成により実施されていますが、班を再編し、新たにしたいけ班や農芸班、飼育班、通所支援Ⅰ班・Ⅱ班といった

班が編成され、活動内容のメニューが豊富になりました。また、利用者の皆さんのニーズに基づき、日中活動サービスや地域移行・就労支援など段階を踏みながら、設定した目標を達成するための支援や当人の将来を見据えた支援を行うために、サービス管理責任者二十九人を配置し、現在、綿密且つ慎重に個別支援計画の見直しを進めているところです。

更に、地域の障害者を対象とする「指定短期入所事業」や障害者及びその家族の相談に応じる「指定相談支援事業」を開始すると共に、高崎市や近隣の市町村等が行う「日中一時

支援事業（地域生活支援事業）」についても、各自自治体と委託契約を結んで実施し、地域におけるのぞみの園としての役割を果たすこととなりました。

今後は、入所利用者の地域移行を進め、地域社会の中での自立と社会参加を推進すると共に、来年度以降は、就労移行支援や就労継続支援、共同生活介護等の事業の実施についても検討することとしています。

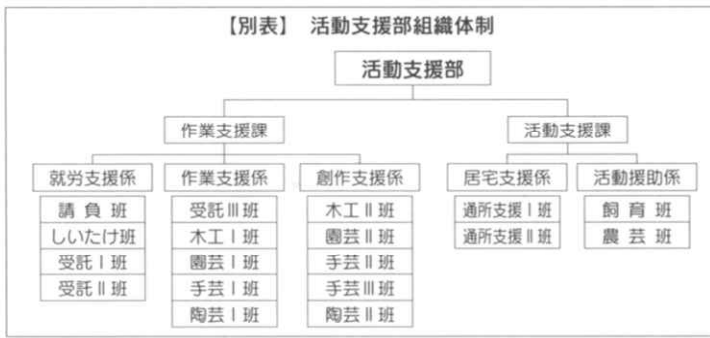
（総務部長 石井 祥治）

# 障害者自立支援法に基づく新事業体系

## 「日中活動の新たな展開」

活動支援部では、新事業体系による日中活動の主たるフィールドとして、新たな体制のもとに、利用者への支援を開始しました。

昨年六月、日中活動検討委員会から提出された最終報告に基づき、新体制移行に向けた組織構成・新たに設置する班・職員配置等の検討に着手



し、さらに七月、策定された「日中活動のあり方（新しい事業体系）について（方針）」を受け、具体的な活動支援計画についての案を作成しました。新事業体系での日中活動は、利用者全員がその対象となることから、従来、活動支援部を利用していなかった人が大勢利用を希望することが予測されたため、各班の内容を事前に理解してもらう必要があると判断し、生活支援部・地域支援部の職員に説明会を実施し、利用者への伝達をお願いしました。

説明会の後、八月に各活動班の利用希望調査を行いました。予測したとおり、たくさん利用から日中活動利用希望が提出されました。そのため、生活支援部・地域支援部と若干の調整を行い、九月に各活動班の編成を完了しました。

新しい組織・活動班については、【別表】をご参照ください。

十月からの活動支援部は、二つの課と五つの係で構成され、それぞれの係の下に十八の班が置かれています。在籍四百九十七人（通所利用の三十四人を含む・十月一日現在）のうち、活動支援部を利用する人は四百二十三人で、全体の八五割の方が、十八の班のいずれかに所属して日中活動の支援を受けています。

利用者のなかには複数の班の利用を希望した方もおり、午前・午後あるいは曜日を変えて班に通い、支援を受けています。

班の活動内容は、外部の事業主や個人から清掃・除草などの仕事を依頼され出かけて行う「請負作業班」、企業から製品の組み立てや箱詰めの仕事を委託されて行う「受託作業班」、手芸品・木工品・陶芸品を制作したり趣味的創作をする「手・工芸活動班」、しいたけ栽培・花卉栽培や花壇の手入れを行う「農・園芸活動班」に大別されます。活動支援棟へ通うことが困難な利用者には、簡単な畑作業を

する「農芸班」と、小動物の世話をする「飼育班」を用意し、生活支援部等の職員が担当して支援を行っています。

また、高崎や近隣に住む在宅の通所利用者の支援は、住宅支援係の通所支援Ⅰ班（旧通所部所管の利用者、ワークバル八千代を含む）と、通所支援Ⅱ班（旧デイサービスセンターの利用者）を設置して行うこととしました。

各班には、活動支援部職員一～二人（通所支援Ⅱ班は別途）を配置するとともに、利用者の人数や特性を考慮し、生活支援部・地域支援部からの支援職員の派遣（十七人）を求め、協力して日々の支援にあたっています。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇

新しい体制での日中活動が

## 生活支援の現場における個別支援計画の実践

十月一日の障害者自立支援法の完全施行に伴い、生活寮に暮らす入所利用者皆さんの昼間の過ごし方に少なからず変化が出てきました。

当法人では、日中活動の受け皿を広げ、趣味や特性を生かした活動を支援することが

スタートして三カ月、それぞれの班では、担当職員がさまざまな工夫をしながら日々の支援を行っています。利用する人が大幅に増えた班、新しい作業種を導入した班など、支援が軌道に乗るにはまだ時間が必要な班もあります。利用者の希望に沿って、所属班や活動内容の変更の検討も現在行っています。

日々の活動の中で、できるだけ収益をあげ、利用者に少しでも多くの工賃が支払えるよう努力するといったことも、目標のひとつです。

今後さまざまな検討を加えながら、よりよい日中活動支援を実現すべく、さらに工夫・努力を続けていきたいと考えています。

（活動支援部長 横川 義洋）

できるように、活動支援部の班を増やし、希望に応じて利用できる体制を整えました。入所利用されている多くの人は、主に活動支援部での各作業班での諸活動に取り組んでいます。そのあり方も一人ひとりさまざま、な

かには、午前中は趣味的な創作活動を行い、午後は受託作業に取り組みなど多様な活動を行っている人もいます。また、活動支援部への通部ばかりではなく、市内循環バスなど公共交通機関を利用して外出し、地域の美容院を利用したり、スーパーマーケットなどでの買い物を楽しんでいます。時には、映画鑑賞や鉄道を利用した外出なども行い、

社会生活技能獲得のための各種の活動に取り組んでいます。このように個別支援計画に沿って、一人ひとり様々な日中活動に取り組んでいます。が、本記事では、特徴的な日中の活動をお知らせしたいと思います。

◇ ◇ ◇  
生活支援部において、医療的な配慮を必要とした「あかしあ寮」や「まぶき寮」と、高齢の利用者を対象とした「もくれん寮」の三カ寮では、共同で花や野菜などの植物を育て、観賞したり食卓に出したりすることを目的に、「園芸」作業に取り組んでいます。

活動は、プランターへの鉢植えや土ふるいなどが中心ですが、できる限りたくさんの方の利用者が楽しめるよう、車椅子

子でも簡単に参加できて、土ふりも行えるような工夫をしています。また、外作業に参加できない人は、寮のなかで水耕によるハーブ栽培などを行っています。

なお、より多くの人が、さらに参加しやすく、また、楽しみながら活動することができると、職員が園芸療法の活動に参加し技能を学んでいます。

次に、自活体験寮である「こすもす寮」での活動をご紹介します。

「こすもす寮」はさまざまな生活体験を通して地域移行を目指す女性利用者の皆さんが生活する寮です。

ここでの活動の一つにアルミ缶のリサイクルがあります。施設内の資源ゴミ集積場でアルミ缶を分別し、生活寮からの協力を得るなど、主として施設内のアルミ缶を回収しています。

集めたアルミ缶は、洗浄した後、踏み込み式の器具で潰し、まとめた上で二週間に一度業者に売却しています。誰でも参加することができます。誰えに、回収した分が収益につながることで、作業への興味関心が持ちやすく、利用者の

アルミ缶リサイクル活動



皆さんの励みにもなっています。今後は、あがった収益の使い方を皆で考えながら、生産活動と収益金の消費を通して生活技能の向上を図る必要があります。

また、毎週一回、近くの特別養護老人ホームを訪ね、お年寄りの話し相手などのボランティア活動も行っています。今までに六、七人程が参加されていますが、お年寄り顔なじみになりとても喜ばれています。

最後に、十四カ寮におよぶ自立支援寮での活動をお知らせ致します。

活動支援部や寮独自の活動に参加している人たちの中で、寮と寮が協力し合って地域の公民館活動に参加している人たちがいます。二週間に一度の割合ですが、三人から四人ほどが職員の付き添いのもと、近くの公民館で行われ

ているちぎり絵や読み聞かせのサークル活動に参加しています。十月一日以後、参加回数も複数回を教え、地元の方とも顔馴染みになってきました。生活の潤いとして楽しみの一つにもなっています。

## 相談支援センターオープン

当法人では、本年十月からの障害者自立支援法の本格的実施に伴い、地域相談支援センターを立ち上げました。

名称は、「地域相談支援センター・サポートパルやちよ」です。通所作業所として既に稼働している「ワークパルやちよ」の一角を活用して、相談室としました。開所日及び開所時間については、当面の間は、月曜から金曜日（祝祭日は休み）の八時三十分から十七時三十分としております。職員体制は三人で、室長（田中）と二人の職員（米本、柳岡）で担っています。

法的な相談支援センターの位置づけは、群馬県に申請をして認められる指定相談事業所です。事業を行うエリアは、高崎市を基本とします。主な業務内容は、地域全体

今後も、一人ひとりの要望や希望を受け止め、多様な日中活動を支えることのできる工夫や環境整備を図り、利用者それぞれの自立に向けた支援を継続することが肝要であると考えています。

（第二課主幹 浅田 明彦）

の総合的な相談支援と、社会資源の改善、開発に向けた調整を行います。総合相談支援としては、主に福祉サービスの利用援助を行います。障害者自立支援法の施行に伴い、個別の事情に応じて必要な支援が用意される要素が多くなりましたので、思った以上に利用が難しいと感じている人が多いようです。そんな方に、情報提供から始めて、困り具合をお聞きする相談、必要な状況を確認するアセスメントをし、生活の質を向上させるためのサービス利用の調整を行います。また、利用した上での使い勝手をお聞きするモニタリングも行います。生活上の困り事やお悩みがある方が、気軽に利用できるように配慮しています。この新法によるサービスを活用する上で

必要な情報提供としては事業所への案内も行いますが、まずは利用にあたっての制度説明も行います。また、複数の事業所を活用する場合の支援も、ケアマネジメントの手法を用いて、サービスの利用を良くするために、必要な状況に応じたサービス提供の計画を個別支援計画にまとめ、関係する事業所や機関などと個別ケース会議を行ったりもします。

また、社会資源の改善、開発に向けた調整としては、地域支援ネットワークの構築（相談系・事業所系）を行います。高崎市でも、障害者自立支援法の施行に伴い、市が主催する自立支援協議会を立ち上げる予定です。当法人でも指定の相談事業所の立場で自立支援協議会に参加する予定です。また、公的な会議の場だけでなくとまらないネットワークづくりも行う予定です。折に触れて各事業所などにも顔を出す機会を持ちたいと思っています。



**地域相談支援センター サポートパルやちよ**

〒370-0861 群馬県高崎市八千代町4-13-9  
TEL・FAX 027-327-3520

対応ではなく、日中の活動と住まいの提供に機能を分けて必要に応じて対応する事になりました。いま住んでいる施設で暮らしながら、昼間だけどこかに通うことが可能になったのです。今までは、地域移行は「住まいを移行させる」ことから取り組んできました。が、今後は「昼間の活動からどこかに良い場所があれば探してみる」という事が可能になりましたので、この度の新法の施行を好機として、地域の方と当法人利用の方、それぞれのより良い暮らしの実現に寄与できるよう工夫を重ねていき、地域移行の一環として前向きに役割を担っていきたいと考えます。

ら新設された事業調整部の一翼を担うことになりま。事業調整部にはもう一翼となる「サービス調整室」があります。ここでは、障害者自立支援法により新たに位置づけられたサービス管理責任者のとりまとめを行うサービス調整係と行政等との諸手続を行う援助調整係を機能として有しています。地域移行の取り組みを推し進めていく上でも、これら二つの機能を上手に活用していきたいと考えています。具体的には、のぞみの園周辺の社会資源を、地域において在宅で生活している方の困り具合に併せて相談支援センターが調整していくように、当法人の利用者がのぞみの園からより良い生活を求めて社会資源を活用したいと願う場合には、個別支援計画にのっとって具体化するということになります。

障害者自立支援法では、入所施設の役割は二十四時間の

田中 正博

**ひんげんそく**

**「干支（えと）」**

年末年始の時期は、老いも若きも干支（えと）を意識。多くの方は、それもネズミからイノシシの、動物を意識している。だるうと勝手に推測。還暦に近い中高年の方になると、その上に、何回目の「」が加わる。毎年、これを繰り返して生誕から五回目か巡って来て、赤いチャンチャンチョコとなるのです。一説によると、「赤ちゃんに還る」とのことから、赤いチャンチャンチョコのこと。

ご案内のように、干支は十干と十二支の組み合わせによるもの。十干は、太陽の巡りを数えるための数詞として「甲・乙・丙・丁」で表示。十二支は十二年で天を一周する木星の軌道上の位置（天の位置）を示すための数詞として、動物にて表示。

昔中国で考えられたもので、これに自然哲学思想としての陰陽五行説の思想が加わって出来たものと、にわか学習をしました。要は、年月日、時刻や方角を、「昔の中国で十個あるとされた太陽のそれぞれの名称」や、動物に託けてアナログ化したものと、勝手に解釈しちゃいました。

いうことになりました。「ひのと」は五行陰陽からすると「火の弟」となると、ウェブサイトでカシりました。

この十干の「甲・乙・丙・丁」の詞は、中高年の方の中でも高年の方にとっては徴兵検査や通信簿を、働きバチの中年の方は契約書を、呑み助さんは焼酎を、イメージするのではと、これも勝手に推測。筆者は、当然に契約書です。福祉の世界も、甲乙の世界。一方、十二支は動物表示。子（ネズミ）のような小動物から寅（トラ）や午（ウマ）のようなものや辰（タツ）のような想像上の動物もあって、いとおかし。猫は競争に負けて、エントリー出来なかつたとか。

干支は、デジタル的には、十と十二の最小公倍数は六十、従って、六十回で一周して、生まれ年の干支に還ることになるのです。始まりは、甲（きのえ）のネズミ（子）からです。因みに、昨年オラが国のハンカチ王子が活躍した甲子園は、甲（きのえ）のネズミの年（一九二四年）に出来たからです。

今の世の中、デジタルの世界。こんなアナログの世界が懐かしく感じられます。

ところで、今年は十二支の最終年。亥の如く突進したいものです。と云うことで、干支に拘ってみたいです。

(by S.O)

# 第9回障害医療セミナー

## 知的障害者の 摂食・嚥下機能



去る九月二十八日(木)当法人文化センターにおいて、歯学博士の山川治先生を迎えて、標題のテーマでセミナーが開催されました。

知的障害者の摂食・嚥下について、子供から大人までの成長の過程で、どのような支援を行えばいつまでも食事を楽しめる生活を維持できるのかを、先生の長年に渡る豊富な経験から話していただき、後半は発達障害者の摂食・嚥

下障害についての基礎から応用までの内容でした。

私達は生まれてから徐々に、自然に食物を食べる行動、即ち何を・どのようにして食べるかと美味しいか、身体のためになるかなどを学び(認知)し、口に入れ、次いで飲み込みという動作を獲得していきま

す。脳血管障害による認知症のような人生の途中で障害を発生した中途障害者は、この物を食べる行動については既に学習しているため、STや

家族による指導は比較的容易です。しかし一方、知的障害者においては、発達の過程で物を食べる行動認知がされないままに年齢を重ねることから、手づかみ・犬食い・丸飲み・身体を曲げたままの食事など、自分の最も楽な方法で食事しているために摂食・嚥下障害に陥りやすくなります。

障害要因としてまとめると、感覚運動体験不足・食環境(摂食姿勢・食物形態)の不適合が挙げられます。摂食・嚥下機能障害による危険性は、①嚥下性肺炎②窒息の危険③低栄養の危険④脱水の危険などがあり、特に高齢者で免疫力が低下している障害者に生じやすいことが報告されています。障害者が一度失敗すると、食への関心・意欲の低下が起り、生きる意欲の低下から閉じこもりへと進行することも多々みられます。

顎を動かし咀嚼することは脳神経系の活性化を促し、生きるために食べることで、きちんと食べる意識と役割を持ち、ひいては人間性の獲得へ

と発展していくため、摂食・嚥下機能の訓練はとても重要な要素であります。ただし、この訓練の成果をあげるためには、保護者・介助者・指導者・障害者四人のチーム対応でなければなりません。最終目的はQOL(Quality Of Life)の向上からHOL(Happiness Of Life)への到達が理想です。

発達障害においては、摂食・嚥下機能障害は精神知能発達障害と機能運動発達障害の二つが要因となります。食に対する認知不足と各種筋群の非協調的運動、言い換えるなら、感覚運動体験不足により口腔機能の解剖学的不調和及び筋肉・運動発達不足(口唇・頬・舌・顎など食べるための目的に沿ったそれぞれの役割に沿って動くことができないため、円滑な咀嚼運動ができない)が摂食運動障害を引き起こします。認知期が十分でない場合、異食という症状を発生する可能性が高くなります。摂食・嚥下障害を防止するには、不適切な食事環境(食事姿勢・介助方法・調理形態など)を是正する必要があります。

全身の発達と摂食・嚥下機

能の発達は平行でなければなりません。多くの場合、教科書通りにはいかないため、各個人の摂食・嚥下障害を正しく評価し、個別性のある発達療法的な治療計画が必要で

す。具体的には、指導者は各個人に一番適当な食形態を考慮し、摂食法を訓練することが必須となります。最近NST(栄養サポートチーム)活動による摂食・嚥下障害に対するチーム医療が多くの施設でおこなわれ、大きな成果をあげています。

今後、私達は家族、教育施設、福祉施設、医療施設および地域社会が共に協力して輪となり、障害者を中心としたケアを実践することが義務となりましょう。

◇ ◇ ◇

以上、山川先生の情熱溢れる御講演を拝聴し、私の独断で要約しました。十分に講演内容を伝えきれなかった部分もありますが、御容赦願いたいと思います。

V F検査(嚥下造影法)を受けた後も個別性と一貫性を持った摂食・嚥下訓練を実施し、HOLを共に享受できるように期待してやみません。

(診療所長 井沢 邦英)

# のぞみの園における地域移行を 取り巻く現況と取り組み状況

当法人が特殊法人から独立行政法人となり、平成十五年  
度から始めた「利用者の地域  
移行の取り組み」は三年が経  
過しました。

利用者の地域移行は「利用  
者主体」であり「のぞみの園  
での生活以上か同等の生活が  
行える」ことを前提とし、①  
障害の重い軽いなどで区別せ  
ず、入所利用者全員を地域移  
行の対象者として考えている  
こと②本人の意向を尊重する  
ことはもとより、家族の意向  
を丁寧に聞いて納得を得るこ  
と③経済的負担を含めて家族  
に負担を強いらないこと（決し  
て自宅に帰すのではない）④  
出身地の自治体（援護を実施  
している自治体）等との協議  
調整により、移行先の条件整  
備にできる限り努め、きちん  
と支援できる体制を整えた上  
で移行すること⑤移行後の生  
活状況をフォローし、移行先  
での生活の継続が困難となっ  
た場合には、当施設への再入  
所も対応方法の一つに含める

ことの五つの基本的考え方を  
保護者に示しています。

この基本的考え方に基づ  
き、本年度は今まで以上に少  
しでも多くの利用者の方々が  
移行できるように、当法人内  
に「地域移行スピードアップ  
チーム」を設置し、地域移行  
を推進するために取り組んで  
おります。その結果、十二月  
十五日現在八人の方々が移行  
しました（平成十六年度五人、  
平成十七年度六人）。

現在、群馬県出身者の直営  
ケアホーム発足待ちの方が四  
人、移行予定先の施設が入所  
調整をしているため待機待ち  
の方が五人、家族の同意を得  
て施設等を捜している方が二  
十人、すでに地域移行をした  
方十九人を含めますと四十八  
人のご家族の方の同意を得て  
います。平成十六年一月に実  
施しました「利用者の地域移  
行にあたって」のアンケート  
調査結果と比べますと、十五  
人の移行賛成者であったのに  
対し、現在は三倍以上の同意

を得たことになりました。しか  
し、まだまだ多くの方々の同  
意を得られていないのが現状  
です。得られない要因を挙げ  
ますと、①地域移行に関する  
保護者の理解度②受け皿の確  
保が困難③各県独自の入所調  
整の壁等となります。

そのような中にあっても、  
特に保護者の理解・同意を得  
るために全力を傾けておりま  
す。昨年度の「生活体験ホー  
ムでの生活」に続き、本年度  
は「地域移行した方の生活」  
のビデオを作成し、生活支援  
部各寮及び生活体験ホーム保  
護者懇談会時等に観ていただ  
き、言葉と同時に「視覚から  
理解してもらおう」ことにも努  
めました。また、利用者への  
面会時には個別面談を行い出  
身地の情報提供等にも努めて  
おります。

しかし、多くの保護者の  
方々は「地元に戻って、もし  
施設や地域に出て失敗したら  
家に戻されるのではないか」  
「生涯安心して生活のできる  
場と言われ、三十年以上もこ  
こで過ごして来たのに今さら  
地域移行もないだろう」との  
思いが強いのも事実です。こ  
れらの思いに対しては、「三  
十年前と比べ施設を取り巻く

状況は大きく変化し、障害の  
重い方でも地域で生活する考  
えが主流になってきており、  
現にのぞみの園から移行した  
人達も、のぞみの園に戻りた  
いと言っている方はおりませ  
ん」「地域移行に失敗して家  
に戻った方もおられません」

「当法人は、利用者・保護者  
双方に経済的にも時間的にも  
負担をかけず、今まで以上に  
距離的に短くなり肉親との交  
流が深まる関係が築けること  
も地域移行の大切な要因と考  
え推進したいと思っています  
す」という説明を行って理解  
を求めています。

また、当法人入所利用者は、  
関東近辺の出身者が全利用者  
数の約半数を占めています

（東京都九十四人、埼玉県四  
十一人、千葉県四十四人、神  
奈川県三十五人、新潟県二十  
六人）が、受け皿の確保に大  
変困難を来たしています。本  
年度も障害者自立支援法に基  
づく障害程度区分調査に各援  
護の実施者が来訪されるなど  
の機会に協力要請を行って参  
りましたが、各自治体とも地  
域移行に関しては理解を示し  
ていただくものの、在宅障害  
者の進路にも弊害をきたして  
いるのが現状であり、なかな  
か良い返答を頂くことは出来  
ませんでした。今後も機会あ  
るごとに協力要請を継続して  
行っていきたいと思っております。

（地域移行課長 見野 久敏）

## 第10回障害医療セミナー開催のお知らせ

- 日 時：平成19年2月23日（金）  
午後2：00～3：30
- 場 所：国立のぞみの園内 文化センター
- タイトル：「とこすれを勉強しましょう」
- 講 師：群馬大学大学院医学系研究科皮膚病態学講座教授  
石川 治 先生
- 概 要：圧迫力とそれが作用する時間が一定  
の値を超えると、皮膚は酸素・栄養不足となっ  
て死んでしまいます。  
これが「とこすれ」です。  
自分で体を自由に動かせないときに、このよ  
うな状態となります。  
今回のセミナーでは、とこすれの発  
症機序、予防、治療についてわかりや  
すくお話しします。
- 参加費：無料

# 利用者の地域

## 国立のぞみの園

# 移行への取り組み

～W・Mさんの移行事例～

平成十八年九月、故郷の千葉県に地域移行したW・Mさんの取り組みを紹介します。年齢は五十九歳、ADL等はほぼ自立しており、優しく面倒見の良い性格から他の利用者の世話役さんといった感じの女性でした。昭和四十六年に二十四歳で入所し、以来三十四年間をのぞみの園で暮らしました。W・Mさんのご両親は既に亡くなっておられ、ご兄弟の皆さんが帰省や面会等に関しておられました。特にお姉さんは、幼少の頃から面倒を見てこられ、東

京で勤めておられた頃にもW・Mさんと二人で暮らしていたとのこと。W・Mさんは、のぞみの園が地域移行の取り組みを始めた直後の平成十六年には、既に寮生活から離れ、生活体験ホームで暮らしていました。その当時から、お姉さんも千葉県に帰ってくることに賛成されており、出来れば同居したいという意向をお持ちでした。しかし、W・Mさん本人は、「千葉には帰りたいたいが、もし私が病気でもしたら姉さんや旦那さんに迷惑をかける

ので一緒に住まない。それだったらのぞみの園にいる」と言い、私たちに「いいところがあったら見つけて下さい」と話していました。

W・Mさんの地域移行プランについては、「住まいはグループホーム、日中は就労または通所等」で進めていきましたが、平成十六年五月に千葉県旭市の社会福祉法人R園から受け入れ協力の申し出があり、早速施設見学を兼ねて二泊三日の宿泊体験を実施しました。本人に地域移行のイメージを持ってもらうことと女性のグループホーム新設予定という点で取り組みましたが、残念ながら新設の目処が立たなくなり、予定を中断せざるを得なくなりました。そのことを本人に伝えると「また探してくれればいいから」と少し安心したような感じでした。宿泊体験から帰ってきた時から、のぞみの園の中で「いい所が見つかったようだね」とか「いつ行くの」と声をかけられることが逆にプレッシャーになっていったようです。



生活体験ホームでのW・Mさん

再びR園から同じ法人運営で佐原市にあるS園とグループホームを紹介され、見学や宿泊体験を実施することになりました。

一度R園で体験していたことから、本人も前向きでした。最初は日帰りで施設見学をし、日を改めて二泊三日の宿泊体験を実施しました。その時はS園のクッキー班や手芸班に参加し、帰って来てからは他の利用者にそのことを話していました。二カ月位の間を明け、さらに一週間の宿泊体験をしました。その頃、私たちにも「あそこに住めるようにして欲しい」とか「姉ちゃんが反対しても私はもう決めた」と言うような話をしていました。

また、S園の担当者からは、市内の作業所に通えるように

したので、さらに十日間の宿泊体験をさせたいとの話があり、最終的に、移行するまでに計四回、延べ二十日間の宿泊体験を実施しました。体験を積み重ねる毎に、住む場所や日中通う場所、自分のする仕事の理解が出来たと、そして何よりも移行予定先のグループホームに住んでいる利用者やS園の職員と仲良くなれたことが、本人に安心感を定着させていったものと思われま

今、W・Mさんは佐原市内の作業所に毎日徒歩通勤し、休みの日は市内を散歩したり、買い物をしたり、元気に暮らしており、お姉さんの家も電車で一時間位と近くになり、会う機会も増えたとのことです。

真面目な性格から、時々働き過ぎて疲れてしまうことのあるW・Mさんですが、いつまでも元気で、これからも自分の暮らしを自分らしく進んでいってほしいと思います。

(生活体験ホームリーダー

原田 将寿)



# 行動援護テキスト編集委員会

## 活動進捗状況報告

本年度から、当法人で行動援護従業者養成中央セミナー（以下、「中央セミナー」と記載します）を行うことになった事情については第九号でお伝えしました。今回は、来年度に向けての中央セミナー並びに各都道府県で行う行動援護従業者養成研修で使用するための研修テキストとビデオ教材を作成している編集委員会での進捗状況についてお知らせします。

テキスト編集委員の方は次の通りです。

- 委員長：岡田喜篤（川崎医療福祉大学学長）  
 副委員長：加瀬 進（東京学芸大学助教授）  
 委員：野口幸弘（西南学院大学教授）、小笠原 恵（東京学芸大学助教授）、安井愛美（サポートセンターびっころ代表）、萩原喜茂（全国精神障害者家族会連合会政策委員）、氏田照子（日本自閉症協会副代表）、河原雄一（日本知的障害者福祉協会副政策委員長）、戸枝陽基（全日本手をつなぐ育成会理事）

監修事務局にのぞみの園があたり、オブザーバーとして厚生労働省より障害福祉専門官に委員会に同席を頂いております。

本年度の中央セミナーは、十月からの新法施行に間に合うように大急ぎで取り組みました。テキスト編集委員会では、その経験も踏まえて、来年度のテキスト内容に活かそうと検討中です。今まで五回の会議を開催しています。

委員会では次の通りです。  
 ○チームアプローチの中の行動援護という視点  
 生活に根ざした支援としての、家庭、事業所・学校などとの連携の構築。  
 ○行動援護対象者をつくらな  
 いという視点  
 事業者の支援技術の向上、報酬単価の高さから来るモラルハザードの防止。

○研修受講者のレベル・範囲の問題  
 サービス提供者三年、提供

責任者五年の規制緩和の意味と研修の効果測定。

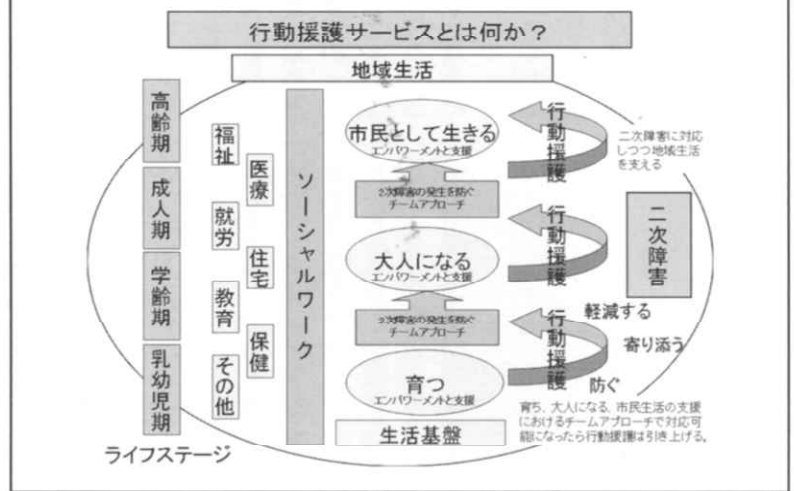
○行動援護の制度的対象者の問題  
 精神障害および高次脳機能障害や引きこもりの取り扱  
 いについて  
 は、対象像と必要な支援、実態把握に基づいた対応をす  
 るサービスの整理を行う。

以上の論点を整理し、テキスト編集における基本的コンセプトを次のようにまとめ、それに基づいた章立てとし、各執筆者に依頼を始めたところ  
 ます。

◇「行動援護」を含む必要な社会資源の利用は的確な「ソーシャルワーク」によって必要十分に進められる。

◇「行動援護」は、とりわけ通常の社会資源を利用しに

基本的コンセプトとテキスト対象の「行動援護」の関係性のイメージ図



◇「二次障害」については、その発生を「防ぎ」、「寄り添い」、そのプロセスを通して、少しずつ「軽減する」枠組みを大切にします。

◇「行動援護」は、「外出支援」として位置づけられるものの、サービスに含み込まれていない専門性は子育て、保育、教育、専門療育、地域活動、就労といったあらゆる場面で活かされる必然性がある。

これらのコンセプトを設定することで「特別（特段）の支援」の内容が「行動する際に生じ得る危険を回避するための必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜」となることを確認しました。

研修のためのテキストは、以上のコンセプトを基本に編集します。  
 また、来年度の行動援護従業者養成中央セミナーは、高崎市において七月上旬頃に予定しております。開催の内容等については、詳細が決定次第、本ニュースレターや当法人ホームページにてお知らせいたします。

（上席調査役 田中 正博）

【発行】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL 027-325-1501 (代表) FAX 027-327-7628 (代表)

ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> Eメール [webmaster@nozomi.go.jp](mailto:webmaster@nozomi.go.jp)

【ニュースレター関係連絡先】

TEL 027-320-1322 (企画研究部) FAX 027-320-1368 (直通) Eメール [info\\_center@nozomi.go.jp](mailto:info_center@nozomi.go.jp)

